

速度取締り指針

令和8年2月
仙台中央警察署

仙台中央警察署の速度取締り重点

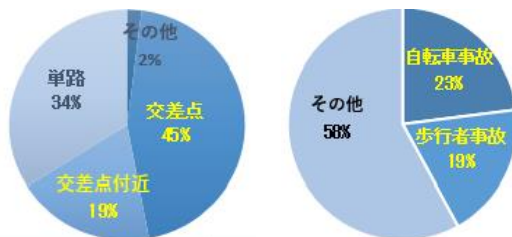
区 域	時間帯	路 線
青葉区川内中ノ瀬町地内	7:00~10:00	市道中ノ瀬橋線及び周辺道路
青葉区宮町地内及び片平地内 (生活道路を含む)	14:00~17:30	市道宮町通線、同片平丁通線及び 周辺道路

- ・ 児童・生徒の通学時間帯等を中心に、川内中ノ瀬町地内における取締りを実施する。
- ・ 通学路、生活道路となっている宮町地内及び片平地内では、移動式オービスによる取締りを実施する。
- ・ その他、パトカーによる取締り及び警察官による交差点監視等により速度抑制を図る。

上記以外の場所、時間帯等でも取締りを実施します

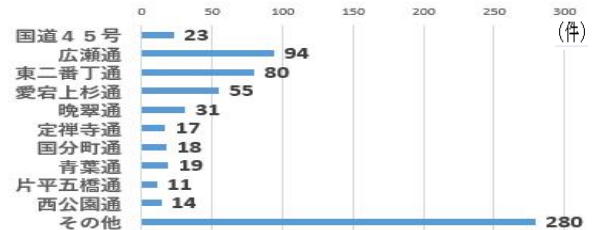
管内における交通事故実態

【場所・類型別人身事故発生状況（過去3年間）】



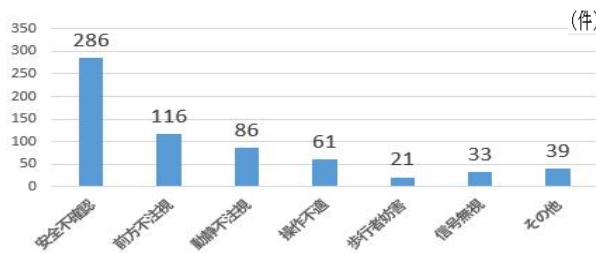
- ・ 交差点・交差点付近の事故が約65%を占める
- ・ 自転車・歩行者の事故が約40%を占める

【路線別人身事故発生状況（過去3年間）】



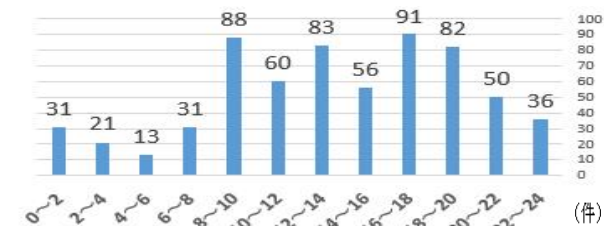
- ・ 幹線道路では広瀬通（国道48号）が最も多く、次いで東二番丁通（国道286号）が多い

【主な人身事故の原因（過去3年間）】



- ・ 安全不確認・前方不注意などのいわゆる漫然運転による事故が大半を占める

【時間別人身事故発生状況（過去3年間）】



- ・ 通勤・通学時間帯のほか、帰宅時間帯の発生が多い

速度取締り以外の推進事項

- 自転車の交通違反に対する取締り
- 飲酒運転の取締り
- 交差点関連違反（信号無視、一時不停止違反及び横断歩行者妨害の取締り）
- 駐車違反の取締り
- 主要交差点・幹線道路における街頭監視、パトカーによる警戒
- 自転車・歩行者の交通ルール遵守に向けた広報及び交通安全教育の実施